

町長のオープンドア

「町長の事業所訪問」を「町長のオープンドア」としてリニューアル。事業所や町で活動する方を訪問し、事業・活動内容を聞き、まちづくりの意見交換を行います。

山本 顕一 氏

【令和7年12月11日対談】

山本氏は、シベリアの強制収容所に不当に抑留された父・山本幡男さんからの遺書を受け取り、執筆に取り組みました。遺書に込められた想いを胸に、自らの人生と家族との大切な思い出を丁寧に綴られています。対談では、収容所の仲間が暗記して書き起こした父の遺書や、父が抑留中に制作した壁新聞、直筆の存続用郵便葉書など貴重な資料を拝見



しました。山本氏は、若い世代向け、「戦争の影響を被った最後の世代として、戦争は絶対に繰り返してはならない、そして平和の尊さを伝えたい」と語りました。

↑山本氏の著書は町立図書館で貸出可能です。

レンタルスペース TY フェアリーリング

【令和8年1月22日訪問】

夫婦で運営しているレンタルスペース TY フェアリーリングは3種類の部屋すべてが防音設計で、バリアフリーにもこだわった施設です。音楽・ダンススタジオやセミナー、子ども向け学習教室など幅広い用途で使用できる「多目的ルーム」、ミニキッチンを備えた「パーティールーム」、映画館のような映像と音響設備を完備した「シアター&ミュージックルーム」があります。TY フェアリーリングは、夢を追いかける方々を応援し、どなたでも安心して過ごせる「居場所」になることをめざされています。



▶住所 藤久保 313-8 ☎070-9000-4146

▶開業 2022年

新施設に関する情報をお届け！

藤久保地域拠点施設通信

☎施設マネジメント課 藤久保地域拠点施設整備準備担当 ☎455

#07 メディアブリッジ設置工事

町民アンケートで愛称が「ルミナよし」と決定した新施設。

1/26(月)には新校舎と複合施設をつなぐ「メディアブリッジ」の工事が始まり、外観がより完成時に近づいてきました。

また、外壁を覆っていた足場も徐々に解体され、小学校新校舎南側には木調のルーバーを見ることができます。供用開始の9月まで約半年。ルミナの今後の続報をお楽しみに！



メディアブリッジの設置工事が進む。(2026.2.12撮影)

miyoshi
お知らせ
news

ライフバス・MIYOバス・タクシー運賃補助申請



☎三芳町役場 4階 政策推進室 ☎422～424

令和7年4月1日～令和8年3月31日に利用した公共交通機関の領収書をもとに、申請を行ってください。

※制度利用には事前登録が必要です。

▶対象：三芳町在住の**70歳以上の人の妊産婦**

▶申込み：**3/31**(火)までに上記窓口、各出張所、下記出張受付、郵送申請(消印有効)。

▶補助金額：**①**年間10,000円(年度で1回のみ)
②有効期間内10,000円(有効期間内で1回のみ)

運賃補助申請出張受付



上記補助事業の登録・申請出張受付を行います。

	3/16(月)	3/17(火)	3/18(水)	3/19(木)
9:30～11:30	上富第1区集会所	中央公民館	藤久保第3区第2集会所	藤久保第6区集会所
13:15～14:45	藤久保第1区集会所	藤久保第2区集会所	竹間沢第1区集会所	藤久保第5区第2集会所
15:15～16:45	藤久保第4区集会所	北永井第3区集会所	みよし台第1区集会所	

※各会場1階ホール

miyoshi
イベント
event

まちなかコンサート in 三芳町総合体育館



☎文化スポーツ推進課 ☎434

町内のさまざまな場所で、誰もが気軽に芸術文化に触れることができる大人気のまちなかコンサートを総合体育館で開催します。

体育館のストリートピアノを使用し、スポーツ施設にふさわしくアップテンポでエネルギー溢れるレパートリーをご堪能ください(申込不要)。

▶日時：**3/8(日)** 12:00～13:00

▶場所：総合体育館1階 エレベーター横休憩広場

▶出演者：國末貞仁(サクソフォン) 大堀晴津子(ピアノ)

▶曲目：「ルパン三世のテーマ'78」 「情熱大陸」 「チャルダッシュ」



miyoshi
お知らせ
news

0歳～高校3年生の子どもが対象 物価高対応子育て応援手当

対象児童
1人につき
2万円

☎こども支援課児童福祉担当 ☎245

0歳から高校3年生年代までのこども1人当たり2万円の『物価高対応子育て応援手当』を支給します。

▶対象児童：平成19年4月2日～令和8年3月31日生まれの児童

▶支給対象者：**①**令和7年9月分(令和7年9月生まれの児童は10月分)の児童手当受給者

②令和7年10月1日から令和8年3月31日に生まれた児童を養育する父母など

③令和7年10月1日から令和8年3月31日に離婚(調停中含む)などで新たに児童手当の受給者となった人

④公務員

▶申込み：**①**申請不要(既に支給済み)

②申請が必要。振込日は随時、支払通知でお知らせします。

※令和8年1月1日から3月31日までに出生(第2子以降を含む)の事由が発生した人は、原則、事由発生日から15日以内に申請してください。

③申請が必要。振込日は随時、支払通知でお知らせします。

④【令和7年10月1日から3月31日までに出生(第2子以降を含む)・離婚等の事由が発生した人】

所属長から当該児童について証明済みの申請書を令和8年2月27日(金)か事由発生日から15日以内のいずれか遅い日までに申請。

※所属長から申請書が発行されない等の場合は上記担当課へ相談。

詳しくは
町HP参照

